

短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与関係

■短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に係る再審査について

○ 審査対象となった1校1専攻を「可」と判定

令和7年度に学則等の変更の届出のあった認定専攻科のうち、教育課程等に重要な変更が生じると認められた専攻科について、認定の再審査が行われました。

各専門委員会における教育課程及び教員組織等の審査結果に基づき、令和8年2月17日（火）開催の学位審査会において認定の可否について審査が行われ、1校1専攻が「可」と判定され、機構長から専攻科の設置者等に通知しました。

短期大学専攻科（1校1専攻）

名 称	専 攻 名	入 学 定 員	修 業 年 限	設 置 者	適 用 時 期
1 愛知学院大学短期大学部	□口腔保健学専攻	10	1年	学校法人愛知学院	令和8年4月1日

■認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

○ 3校3専攻を「適」と判定

当機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科は、認定後、原則として5年後に教育の実施状況等の審査を行い、その後は7年ごとに審査を行います。

各専門委員会における教育課程及び教員組織等の審査結果に基づき、令和8年2月17日（火）開催の学位審査会において教育の実施状況等の適否について審査が行われ、短期大学専攻科3校3専攻が「適」と判定され、機構長から専攻科の設置者に通知しました。

<令和7年度教育の実施状況等の審査の結果、「適」と判定された専攻科一覧>

短期大学専攻科（3校3専攻）

	名 称	専 攻	修業 年限	設 置 者
1	帝京短期大学	養護教諭専攻	2年	学校法人冲永学園
2	東京歯科大学短期大学	歯科衛生学専攻	1年	学校法人東京歯科大学
3	山野美容芸術短期大学	芸術専攻	2年	学校法人山野学苑

■特例の適用認定を受けた専攻科における教育の実施状況等の審査について

○ 11校21専攻を「適」と判定

当機構の特例の適用認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科は、適用認定の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年以内に教育の実施状況等の審査を行い、その後は5年ごとに審査を行います。

各専門委員会における教育課程及び教員組織等の審査結果に基づき、令和8年2月17日（火）開催の学位審査会において教育の実施状況等の適否について審査が行われ、短期大学専攻科4校4専攻及び高等専門学校専攻科7校17専攻が「適」と判定され、機構長から専攻科の設置者等に通知しました。

<令和7年度教育の実施状況等の審査の結果、「適」と判定された専攻科一覧>

1 短期大学専攻科（4校4専攻）

	名 称	専 攻	修業 年限	設 置 者
1	郡山女子大学短期大学部	文化学専攻	2年	学校法人郡山開成学園
2	日本歯科大学東京短期大学	歯科衛生学専攻	1年	学校法人日本歯科大学
3	山梨学院短期大学	保育専攻	2年	学 校 法 人 C2C Global Education Japan
4	福岡医療短期大学	口腔保健衛生学専攻	1年	学校法人福岡学園

2 高等専門学校専攻科（7校17専攻）

	名 称	専 攻	修業 年限	設 置 者
1	旭川工業高等専門学校	生産システム工学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		応用化学専攻		
2	豊田工業高等専門学校	電子機械工学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		建設工学専攻		
		情報科学専攻		

	名 称	専 攻	修業 年限	設 置 者
3	鳥羽商船高等専門学校	海事システム学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		生産システム工学専攻		
4	広島商船高等専門学校	海事システム工学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		産業システム工学専攻		
5	宇部工業高等専門学校	生産システム工学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		物質工学専攻		
		経営情報工学専攻		
6	大島商船高等専門学校	海洋交通システム学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		電子・情報システム工学専攻		
7	鹿児島工業高等専門学校	機械・電子システム工学専攻	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構
		電気情報システム工学専攻		
		建設工学専攻		

機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与関係

■認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

○ 審査対象となった1校3課程を「適」と判定

当機構の認定を受けた省庁大学校の課程は、認定後、原則5年ごとに教育の実施状況等についての審査を受けることとされています。

各専門委員会における教育課程及び教員組織等の審査結果に基づき、令和8年2月17日（火）開催の学位審査会において教育の実施状況等の適否について審査が行われ、審査対象となった1校3課程いずれも「適」と判定され、機構長から所管省庁及び各大学校に通知しました。

<令和7年度教育の実施状況等の審査の結果、「適」と判定された省庁大学校の課程一覧>

大学の学部に対応する教育を行う課程（1校1課程）

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所 管 省 庁
1 国立看護大学校	看護学部看護学科	100	4	厚生労働省

大学院の修士課程に対応する教育を行う課程（1校1課程）

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所 管 省 庁
1 国立看護大学校	研究課程部看護学研究科前期課程	15	2	厚生労働省

大学院の博士課程に対応する教育を行う課程（1校1課程）

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所 管 省 庁
1 国立看護大学校	研究課程部看護学研究科後期課程	3	3	厚生労働省